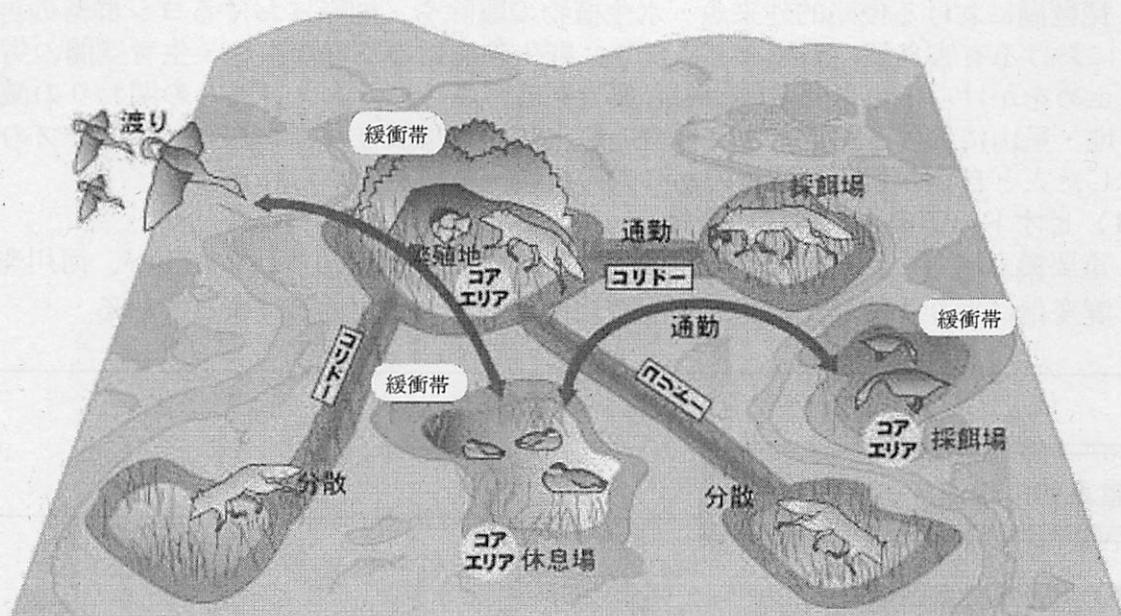


滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更（骨子案）

長期構想の目的

- 野生動植物の安定した生存や減少からの回復を図るために、奥山、丘陵地、里地里山、琵琶湖などにおいて、好適な生息・生育空間（ビオトープ）を十分な規模で備えた面的な広がりを持つ地域を中心としたながら、それらの地域どうしが河畔林を含む河川や湖岸等の線的に伸びる生息・生育空間の持つ生態回廊（エコロジカル・コリドー）としての役割を介して結びつけることにより、生息・生育空間の「ネットワーク化」を図ることが必要である。



ビオトープネットワークのイメージ (引用：(財)日本生態系協会)

- このため、平成 18 年（2006 年）3 月に制定された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の第 9 条では、「県は、野生動植物種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想を策定すること」とされた。
- 長期構想は、「第五次滋賀県環境総合計画」（平成 31 年（2019 年）3 月策定）、「琵琶湖保全再生計画」（平成 29 年 3 月策定）、「生物多様性しが戦略」（平成 27 年（2015 年）3 月策定）等と整合したものとし、自然環境の重要な構成要素であるビオトープの 2050 年頃の望ましい将来像を示す。
- 長期構想で示した将来像について、県、市町、県民・NPO、事業者等の間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指す。

長期構想の目標

- (1) ビオトープの保全
- (2) ビオトープの再生
- (3) ビオトープのネットワーク化

ビオトープの現状と課題

(1) ビオトープの保全

- 森林域から琵琶湖にかけて野生動植物の好適な生息・生育空間を十分な規模で持つ地域の多くは、自然公園、鳥獣保護区等に指定され、生息・生育地の保護が図られている側面がある。しかし、保護区域の外側における開発行為の実施や、増えすぎた野生鳥獣による農林水産業被害、とりわけニホンジカによる下層植生の破壊、さらには気候変動等による生息・生育環境の悪化が生じており、こうした変化に対応した保全の取組が必要である。

(2) ビオトープの再生

- 琵琶湖における侵略的外来魚・水生植物の駆除や、湖岸におけるヨシ群落の再生、森林域における有害鳥獣の駆除などにより、野生動植物の良好な生息・生育空間の劣化傾向に歯止めをかけ、再生させる取組が必要である。さらに、人と自然との関わりの減少による里地・里山における生息・生育環境の悪化傾向も指摘されており、ビオトープの再生を目指した人と自然の新しい関係のあり方の模索・検討が求められる。

(3) ビオトープのネットワーク化

- 重要拠点区域と琵琶湖をつなぐネットワーク化が一定図られているが、河川や河畔林の環境変化により生態回廊の生息・生育空間としての重要性が高まっている。

重点的に推進すべき区域

(1) 「重要拠点区域」

主として陸域に焦点を当て、野生動植物の好適な生息・生育環境が十分に面的にまとまって存在する区域を「重要拠点区域」として選定。

重要拠点区域の見直し

- | | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 高時川源流部 | 2 伊吹 | 3 霊仙 | 4 鈴鹿 | 5 安土 | 6 田上・信楽 |
| 7 三上 | 8 比叡・右山 | 9 堅田丘陵 | 10 比良・朽木 | 11 野坂山地 | |
| 12 奥琵琶湖 | 13 西の湖 | 14 湖北湖岸 | 15 湖西湖岸 | 16 湖東湖岸 | |

※下線部は範囲を見直した箇所

(2) 「生態回廊」

野生動植物が移動・分散が可能なように、重要拠点区域の間を回廊状の生息・生育空間として連続的につなぐ役割（生態回廊）に期待できる河川として選定。

生態回廊の追加

- | | | | | |
|--------|--------|------------|--------|--------|
| 1 野洲川 | 2 日野川 | 3 大同川・伊庭内湖 | 4 愛知川 | 5 犬上川 |
| 6 芹川 | 7 天野川 | 8 姉川 | 9 高時川 | 10 余呉川 |
| 11 知内川 | 12 安曇川 | 13 瀬田川 | 14 大戸川 | |

※下線部は追加した河川

保全・再生・ネットワーク化の推進方策

1. 自然環境の調査・情報管理・評価

- ・滋賀県の野生動植物の生息・状況については「生きもの総合調査」により継続的に調査し、その成果を5年ごとに公表する。
- ・生きもの総合調査や希少野生動植物調査監視指導員および被害防除推進員からの報告を集約・活用して、長期構想の点検・見直しに活かす。

2. 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配置

- ・重要拠点区域および生態回廊における野生動植物の生息・生育環境が維持されることを担保するため、自然公園や鳥獣保護区の区域の見直しや、生息・生育地保護区や自然環境保全地域の設置に努める。

3. 希少野生動植物種の個体の保護

- ・指定希少野生動植物種や国内希少野生動植物種、天然記念物に指定された種の捕獲・採取を防ぐための監視・パトロールに努める。保護増殖指針を策定した種について、指針に沿った保護活動を実施し、多様な主体と連携しながら域内保全・域外保全を積極的に進める。

4. 侵略的外来種の適切な管理

- ・特定外来生物や指定外来種に対して現状把握と適切な防除を行う。国や県の外来種リスト掲載種についても、侵略性が高いと評価される種について、適切な管理に努める。

5. 長期構想に配慮した事業の実施

- ・開発事業については、「公共事業環境こだわり指針」や環境アセスメント制度に基づき、野生動植物の生息・生育地の保全に対する適切な配慮を促進。
- ・自然災害に強く持続可能で強靭な社会を構築するため、生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction : Eco-DRR）など生態系の持つ機能を積極的に活用。

6. 自然再生のための事業の実施

- ・ビオトープタイプごとに、野生動植物の生息・生育環境の再生を図る事業の実施。

7. 鳥獣等による被害の防止

- ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウによる農林水産業および生活環境、生態系等への被害防止を推進。

8. 各主体の取組の促進

- ・各主体の取組行動が環境に深く関わっていることを認識するとともに、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、生物多様性の保全と持続可能な利用を各主体の取組や事業活動に組み込むこと（生物多様性の主流化）を推進。
- ・県民、N P O、事業者等の各主体が、それぞれの立場から、自主的、主体的に取り組むための技術的な助言、情報の提供その他支援策を講じる。

9. 国・市町への要請

- ・国に対してはより広域の視点から、市町に対してはより地域の特性を生かした立場から、県内公共事業等での配慮を求め、長期構想の円滑な推進への協力を要請。

10. 近隣府県との連携